

○紫波町段ボールコンポスト普及促進事業エコビークーポン券交付要綱

平成23年3月31日告示第34号

紫波町段ボールコンポスト普及促進事業エコビークーポン券交付要綱を次のように定め、平成23年4月1日から施行する。

紫波町段ボールコンポスト普及促進事業エコビークーポン券交付要綱

(目的)

第1 段ボールコンポストを購入する者に対し、予算の範囲内で、紫波町エコビークーポン券の交付に関する規則（平成22年紫波町規則第4号。以下「規則」という。）及びこの要綱によりエコビークーポン券を交付する。

(定義)

第2 この要綱において「段ボールコンポスト」とは、家庭から出る生ごみを堆肥化するための段ボール箱及び堆肥化に必要な附属品一式で、町内で販売するものをいう。

(エコビークーポン券の交付対象者)

第3 エコビークーポン券の交付対象者は、町内に住所を有する者で、段ボールコンポストを購入したものとする。

(提出書類及び提出期日)

第4 規則により定める書類及びこれに添付する書類並びに提出期日は、別表のとおりとする。

別表（第4関係）

条項	提出書類及び添付書類	様式	提出部数	提出期日
規則第4条の申請書	紫波町段ボールコンポスト普及促進事業エコビークーポン券交付申請書 1 購入に係る領収書の写し 2 その他町長が必要と認める書類	第1号	1部	別に定める。

様式第1号（別表関係）